自動車リサイクル法
登録手続きマニュアル
（フロン類回収業）

松山市環境部
廃棄物対策課

平成２２年７月

フロン類回収業者登録手続きについて

松山市内において使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を事業として行なう場合には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」又は「法」という。）」に基づき、事前に松山市の登録を受けることが必要です。

参考：自動車リサイクル法における登録・許可の種類は次のとおりです。

１　登録が必要な業者

（１）引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者

（２）フロン類回収業者

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を回収する業者

２　許可が必要な業者

（１）解体業者

使用済自動車を解体する業者

（２）破砕業者

解体自動車の破砕又はプレス・せん断を行う業者

＜注意事項＞

１．松山市と愛媛県のどちらに登録申請すればいいかは、本社（居住地）の所在地では無く、事業所の所在地により、次のとおり区分されています。

〈事業所の所在地〉	〈登録の申請先〉
松山市内のみ　・・・・・・・・・・・・・	松山市
松山市を除く愛媛県下の他市町のみ　・・	愛媛県
松山市内と他市町の両方　・・・・・・・	愛媛県及び松山市

※事業所とは、実際に使用済自動車からフロン類を回収する作業場所のことです。

２．登録後、有効期限までに行なう必要のある手続き

(1) 更新手続き

登録の有効期間は**５年間**です。
その後も業務を継続する場合には、有効期限までに更新手続きが必要です。
有効期限の概ね２ヶ月前から申請受付いたします。
更新手続きがなされない場合は有効期限をもって自動的に登録の効力を失います。

※松山市から期限が切れる旨の連絡・通知等は行ないませんのでご注意ください。

(2) 自動車リサイクルシステムでの手続き

＜新規登録時＞

登録を受け登録通知書が交付された後、「自動車リサイクルシステム」への事業者登録を行なっていただく必要があります。

事業者登録に必要な書類は、事業者情報登録センター・愛媛県自動車整備振興会等で入手することが出来ます。

なお、事業者登録に関するお問合せは松山市では無く下記へお願いします。

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター：０５０-３７８６-８８２２
（平日　９：００～１８：００　土日・祝日休業）

＜登録更新時＞

松山市へ登録更新申請を行なった後、自動車リサイクルシステム上で手続きを行なっていただく必要があります。詳しくは下記でご確認ください。

自動車リサイクルシステムＨＰ
（http://www.jars.gr.jp/apd/touroku_koushin_2.pdf）

(3) その他の手続き

氏名、住所、法人の商号、法人の代表者、事業所の名称、事業所の所在地、法人の役員等に変更があった場合および事業所の追加・廃止があった場合等は変更届を、事業の全部を廃止したときは廃業届を、該当した日から**３０日以内**に松山市に提出する必要があります。

申　請　書　の　提　出　窓　口

１．申請書の提出先

松山市役所　廃棄物対策課　（自動車リサイクル法担当）

＜提出・問合せ先＞
〒７９０－８５７１
松山市二番町４丁目７－２　別館４階
ＴＥＬ：０８９－９４８－６９１２
ＦＡＸ：０８９－９３４－１９２８

２．申請書の提出部数

１部（※申請書は返却いたしません）

３．申請手数料（**現金でお持ちください**）

区　　分	新規許可	更新許可	変更許可	**新規登録**	**更新登録**
解体業	78,000 円	70,000 円			
破砕業	84,000 円	77,000 円	75,000 円		
引取業				4,000 円	3,000 円
フロン類回収業				**5,000 円**	**4,000 円**

４．申請に当たって

・更新登録の場合は、有効期限の２ヶ月前には書類を揃え始めていただき、**遅くとも有効期限の２週間前まで**には来課の上、ご申請ください。

・担当が不在の場合もございますので、来課される際は事前に電話連絡をお願いいたします。

表の見方と注意

１．提出書類について

新規申請時と更新申請時に提出していただく書類は同じものです。
（更新時に省略できる書類はありません。）

２．「区分」欄の見方

区分は、株式会社や有限会社等の**「法人」**と、個人事業主の**「個人」**に分かれておりますので、**申請者が該当する区分の書類を提出**してください。

記号の意味は以下のとおりです。
〇印：必ず提出する書類
×印：提出を要しない書類

３．その他

当マニュアルに記載した書類だけで審査ができない場合には、別途確認資料を提出していただく場合がございますので、ご了承ください。

＜参考＞

松山地方法務局の所在地・連絡先

〒７９０－８５０５
愛媛県松山市宮田町１８８番地６（ＪＲ松山駅の北側、徒歩５分）
ＴＥＬ：０８９－９３２－０８８８（代表）
Ｈ　Ｐ：http://houmukyoku.moj.go.jp/matsuyama/top.html

フロン類回収業者登録申請の
必要書類と留意事項

書類の名称	区分		留意事項
	法人	個人	
フロン類回収業者登録申請書	○	○	＊登録申請手数料　　（新規）5,000 円　（更新）4,000 円 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（商業登記簿）どおりに正確に記載すること（この欄は松山市以外の住所でも可） ＊押印（法人にあっては代表者の印） ＊事業所の名称・所在地を記載すること（必ず松山市内であること） ＊回収しようとするフロン類の種類欄は該当するものに○印を記載 ＊カタログ等で能力を確認の上、フロン類回収設備の台数を記載
住民票 （役員一覧でも可）	○	○	申請日の３ヶ月以内に取得したもので、**本籍地が記載**されているもの ＊個人：本人のもの ＊法人：役員（商業登記簿に記載されている取締役・監査役）全員分 ＊未成年者：本人のものに加えて、法定代理人のものも提出 ※外国人の方は住民票の代わりに「登録原票記載事項証明書」を提出すること（住民票同様、市役所・町村役場で取得できます）
商業登記簿 （履歴事項全部証明書）	○	×	申請日の３ヶ月以内に取得したものであること（法務局で取得できます） ＊申請者が法人の場合に提出すること
登記されていないことの 証明書	○	○	申請日の３ヶ月以内に取得したものであること（法務局で取得できます） ＊個人：本人のもの ＊法人：役員（商業登記簿に記載されている取締役・監査役）全員分 ＊未成年者：本人のものに加え、法定代理人のものも提出 ※後見登記等に関する法律第10条第１項に規定する登記事項証明書をいう。
欠格条項不該当誓約書	○	○	＊申請者が法第56条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類（必ず押印すること）
フロン類回収設備の使用権原に関する書類	○	○	＊所有権を証明できる種類 ・購入契約書 ・納品書 ・領収書 ・購入証明書　　等 ＊自己所有で無ければ、使用権原を確認できる書類 ・賃貸借契約書 ・借用証明書　　等

書類の名称	区　分		留意事項
	法人	個人	
フロン類回収設備の種類･能力の説明書類	○	○	＊フロン類回収設備の回収可能品目、能力の分かる書類 ・設備の取扱説明書 ・仕様書 ・カタログ等
フロン類回収設備並びに付帯設備に十分な知見を有することを証明する書類	○	○	＊知見を有することを証明する資格証の写し ・冷媒回収推進・技術センター（RCC）が認定した冷媒回収技術者 ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ・冷凍空気調和機器施行技能士 ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者 ・冷凍空調技師（日本冷凍空調学会） ・技術士（冷暖房、冷凍機械） ・自動車電気装置整備士 ・自動車整備士（シャシ整備のみは除く）　等